

# 新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本設計業務委託仕様書

## I. 業務目的

令和6年度に策定した新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本計画を踏まえ、建築物基本設計に加え、敷地内の基盤整備及び外構等に関する基本設計を実施する。加えて、事業認定手続きに必要な資料を作成する。

また、事業認定手続きに必要な資料作成において基本計画の内容を検討する必要がある場合は、基本計画に関する検討を含むものとする。

なお、各種検討及び資料作成においては、同時期に別途発注予定の周辺道路に係る測量・設計等との整合を図るものとする。

## II. 業務概要

1. 業務名称 新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本設計業務委託

### 2. 計画施設概要

(1)施設の名称 新「道の駅」かんおんじ(仮称)

(2)敷地の場所 観音寺市豊浜町姫浜付近

(3)施設の用途 道の駅

### 3. 設計と条件

#### (1)敷地の条件

a. 敷地面積 約 38,000㎡

b. 用途地域等 非線引き都市計画区域

#### (2)施設の条件

a. 構造・階数(計画案) 鉄骨造 階数:未定(一部2階を想定)

b. 延べ面積(計画面積) 約 6,000㎡(大屋根広場含む)

#### c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月28日)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

| 対象施設       | 分類 |
|------------|----|
| 1) 構造体     | Ⅱ類 |
| 2) 建築非構造部材 | A類 |
| 3) 建築設備    | 甲類 |

(3)委託概要等 基本設計(総合) ※土地収用法における事業認定に必要な事項を対象とする

・造成 一式 ・建築 一式

・外構 一式 ・その他

契約期間 契約締結日 ～ 令和8年8月31日

(4)概算工事費 ・工事費 千円(消費税込)

・参考図 ・(無) ・有 ( ・原図 ・CAD ・製本 )

#### 4. 業務内容

##### (1)業務計画の立案

業務実施に先立ち、これまでの経緯、上位計画、現地条件及び施設特性等を踏まえ、業務全体の実施計画を立案する。

##### (2)現地条件の整理

計画地の現地踏査を行い、敷地条件を把握するとともに、基本設計に際して配慮が必要と考えられる事項を整理する。

##### (3)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本計画及び基本計画策定時に実施している協議結果等を踏まえ、本施設の基本設計において対象となる法規制及び条例等を整理するとともに、申請の必要性及び申請スケジュール等を整理する。また、必要に応じて各種関係機関との打合せを実施する。

##### (4)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本計画及び基本計画策定時に実施している協議結果等を踏まえ、基本設計において対象となるインフラの概略規模設定を行い、それを基に各種関係機関との打合せを行い、必要となる申請及び申請スケジュール等を整理する。合わせて、必要となるインフラに関する概略の工事スケジュール及び工事条件等を整理する。

##### (5)基本設計方針の策定

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本計画及び上記業務の検討結果等を踏まえ、事業認定手続きに必要なとなる資料作成のための基本計画に関する検討及び基本設計方針を整理する。

##### (6)基本設計図書の作成

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本計画及び上記業務の検討結果等を踏まえ、建築物基本設計に加え、敷地内の基盤整備及び外構等に関する基本設計を実施するとともに、事業認定手続きに必要なとなる基本設計図を作成する。

##### (7)調整池等の検討

計画地の上下流の水路系統及び流域を整理するとともに、過去の出水記録等を踏まえて、ネック地点候補を抽出する。

計画地下流域においては設定した降雨規模において流下能力が不足する箇所の不足量や対策方法案を複数提示し、メリット・デメリット及び概算工事費等を踏まえて最適案を整理する。なお、対策方法案の検討においては計画地内に調整池を設置する案は必ず検討するとともに、計画地内の浸透対策や下流水路の拡幅等の案を整理すること。

##### (8)概算工事費の検討

上記業務の検討結果を踏まえ、基本設計時点での概算工事費及び事業スケジュールを作成する。

##### (9)事業認定手続きに必要なとなる資料作成

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本計画及び上記業務の検討結果等を踏まえ、事業認定手続きに必要なとなる資料(事前協議用資料・参考資料及び認定までの修正作業含む)を作成する。

##### (10)透視図等の作成

上記業務の検討結果を踏まえ、透視図(外観×2ヶ所(A3)、内観×2ヶ所(A3))を作成する。

##### (11)報告書の作成

上記業務の検討結果を踏まえ、報告書のとりまとめを行う。

##### (12)打合せ協議

業務の履行に当たって実施する打合せは、業務着手時、中間打合せ(10回)、業務完了時の計12回程度(内容によりweb会議も可)とし、中間打合せ実施時期は業務着手時及び必要に応じて市と協議し決定するものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者は必ず立ち会うものとし、内容により別途発注業務受託者及び指定管理候補者も同席することがある。

### Ⅲ. 業務詳細

#### 1. 管理技術者等

- (1) 業務の遂行にあたっては、設計しようとする施設の目的を十分に把握し、良質な建築物が実現できるよう適切な人員を配置する。
- (2) 全体業務を統括的に管理する管理技術者を選任する。管理技術者の下に「土木」及び「建築」の主任技術者及び担当技術者を配置（管理技術者は、土木の主任技術者兼任可）する。
- (3) 土木の主任技術者は、技術士（建築部門・都市及び地方計画）とする。
- (4) 建築の主任技術者は、1級建築士とし、担当技術者に「総合」「構造」「電気設備」「機械設備」を配置（兼任可）すること。

#### 2. 業務の内容

- (1) 標準業務内容は、設計業務委託参考資料による。
  - (2) その他の業務内容は、次による。（○印のついたものを適用する。）
    - 透視図作成

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 種類    | (・鳥瞰図 面 ○外観2面 ○内観2面) |
| 判の大きさ | (○A3 ・A2 )           |
| 枚数    | (○原図1枚 ○複製図1枚)       |
| 額の有無  | (・有 ○無)              |
| 額の材質  | (・アルミ ・ )            |
    - ・透視図の写真撮影

|          |              |
|----------|--------------|
| カット枚数    | (・各 枚)       |
| 判の大きさ    | (・キャビネ版 ・ 版) |
| カラー・白黒の別 | (・カラー ・白黒)   |
    - ・模型製作

|        |                |
|--------|----------------|
| 縮尺     | (・1/500 程度)    |
| 主要材料   | (・プラスチック着色 ・ ) |
| ケースの有無 | (・有 ・無)        |
| ケースの材質 | (・アクリル ・ )     |
    - ・模型の写真撮影

|          |              |
|----------|--------------|
| カット枚数    | (・ 枚)        |
| 判の大きさ    | (・キャビネ版 ・ 版) |
| カラー・白黒の別 | (・カラー ・白黒)   |
    - ・建築確認申請関係図書の作成（事前協議・構造計算適合判定申請）
    - ・土地開発許可関係資料の作成・申請
    - ・防災計画関係図書の作成
    - ・エネルギー消費性能適合判定申請届出書の提出
    - ・エネルギー消費性能適合判定申請関係計算書の作成
    - ・設計VE関係資料の作成
    - ・コスト縮減検討報告書の作成
- 実施設計時に調査職員と協議し、次の事項についてコスト縮減検討報告書として取りまとめた上で、報告する。
- ①実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
  - ②設計VEを実施した業務について、コスト縮減提案の検討結果
- ・リサイクル計画書の作成
- 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ・木材使用数量調書の作成
  - ・福祉のまちづくり条例 整備項目（建築物）の作成
- 香川県福祉のまちづくり条例第11条の適合証の交付を受けることができるように設計を行う。
- 第9条の整備基準への適合状況を整備項目表に記載する。
- ※(2)その他の上記業務については、調査職員との協議により適宜省略又は追加できるものとする。

#### 3. 業務の実施

##### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、基本計画及び適用基準等によって行う。
- b. 業務の実施にあたっては、業務計画書を提出し調査職員と十分な連絡を保つ。
- c. 本業務終了後、造成工事实施設計業務を実施することを踏まえ業務を行うこと。
- d. 設計図書の作成にあたっては、特定の製品、製造所を記載してはならない。また特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。ただし、上記により難しい場合は、予め承認を得るものとする。

(2) 耐震改修を含む設計

耐震改修を含む設計においては、設計内容に対して下記の構造計算を行い、所定の性能を確認する。

(○ 印のついたものを適用する。)

- ・計算：(財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準(2001年改訂版)における2次診断  
所定の性能： $I_s \geq 0.7$  かつ  $CTUSD/Z \geq 0.3$  (ただし、 $I_s = E_o \times SD \times T \div Z$  とする。)
- ・計算：文部科学省大臣官房文教施設部発行の屋内運動場の耐震性能診断基準による耐震性能診断  
所定の性能： $I_s \geq 0.7$  かつ  $q \geq 1.0$
- ・計算：(財)建築保全センター発行の官庁施設の総合診断・改修基準における構造体の診断  
所定の性能： $GIs \geq 1.0$  かつ ( $I \geq 1.0$ )

(3) 打合せおよび記録

打合せは業務着手時、中間打合せ、業務完了時(内容によりweb会議も可)を予定しており、実施した後は、速やかに打合せ簿を作成し、監督職員に提出する。

(4) 建築確認申請業務手続を含む場合

建築確認申請手続が業務に含まれる場合は、次の要領で実施する。

- ・建築確認申請手続は事前協議を含み、確認済書の受領までとする。構造計算適合性判定及びエネルギー消費性能適合性判定を要する場合は、それぞれの申請の事前協議から適合判定通知書の受領までも含むものとする。
- ・建築確認申請、構造計算適合性判定申請及びエネルギー消費性能適合性判定申請における設計者及び申請代理者は、建築士法等に適合した受託者の有資格者、又は観音寺市が承諾する協力事務所等に所属する有資格者とする。
- ・建築確認申請手続等に要する申請手数料は、観音寺市において負担する。
- ・建築確認申請の提出(事前協議の提出を含む)にあたっては、当該手続を除く設計業務に関する成果物の内容及び履行状況の事前確認を観音寺市において実施するため、速やかに建築確認申請の提出と内容確認依頼書を監督職員に提出すること。

(5) 電子納品等 (○ 印のついたものを適用する。)

- a. 電子納品の実施 (・ する ○しない)
  - b. 実施する場合、情報共有システムの適用 (・ 有 ・ 無 )
  - c. 実施しない場合、電子納品要領等に準じた電子媒体での提出 (○ 必 要 ・ 不 要)
- 電子納品

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、電子納品要領等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。電子納品要領等で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(6) 原本等

- a. 設計図の用紙は、A3判とする。
- b. 工事費内訳書は観音寺市指定の様式とし、用紙はA4判とする。
- c. その他の用紙は、A4判程度とする。

(7) その他

- ・業務委託期間について、別途発注業務の進捗等により延期する場合は、協議のうえ決定する。

## (8)適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。年版については最新版とする。

### a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準(令和2年版)
- ・営繕事業のプロジェクトマネジメント要領(平成25年版)
- ・官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準(平成25年版)
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準(平成8年版)
- ・木造計画・設計基準(平成29年版)
- ・木造計画・設計基準の資料(平成29年版)
- ・官庁施設の環境保全性基準(平成29年版)
- ・官庁施設の防犯に関する基準(平成21年版)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(平成18年版)
- ・建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準(令和2年版)

### b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準(平成28年版)
- ・敷地調査共通仕様書(令和元年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)
- ・公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)
- ・建築設計基準(令和元年版)
- ・建築設計基準の資料(令和元年版)
- ・建築構造設計基準(平成30年版)
- ・建築構造設計基準の資料(平成30年版)
- ・建築工事標準詳細図(平成28年版)
- ・構内舗装・排水設計基準(平成27年版)
- ・構内舗装・排水設計基準の資料(平成27年版)

### c. 建築積算

- ・公共建築数量積算基準(平成29年版)

### d. 設備

- ・建築設備計画基準(平成30年版)
- ・建築設備設計基準(平成30年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準(平成28年版)
- ・建築設備耐震設計・施工指針(平成28年版)
- ・建築設備設計計算書作成の手引(平成30年版)
- ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン(平成22年版)

### e. 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準(平成29年版)

### f. その他

- ・土木工事共通仕様書、公園緑地工事共通仕様書
- ・土木構造物標準設計、土木工事数量算出要領、設計業務等共通仕様書
- ・香川県福祉のまちづくり条例及び施設整備マニュアル「四訂版」
- ・その他関係諸法令及び条例等

#### 4. 成果物（印刷物及びデータ）

- ・ 基本設計(総合)関係資料一式
- ・ 事業認定関係資料一式
- ・ 透視図
- ・ 打合せ簿

### IV. その他

#### 1. 請負者（受注者）は契約の履行にあたり、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべて者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 請負者（受注者）の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、請負者（受注者）に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。